

平成 30 年度長崎市利用者負担額【保育料】

ひとり親世帯及び世帯に障害者（児）がいる世帯は、裏面の【表 2】を確認してください。

【表 1】

1号認定	2・3号認定	区 分		1 号	2号		3号	
					保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	A	生活保護世帯		0円	0円	0円	0円	0円
B	B	市民税非課税世帯		3,000円	5,000円	4,500円	7,000円	6,300円
	C	市民税所得割課税額	非課税		14,000円	12,600円	16,000円	14,400円
48,600円未満			10,100円					
D1	D1		97,000円未満	10,100円	21,000円	18,900円	24,000円	21,600円
D2	D2		169,000円未満	18,600円	25,000円	22,500円	37,000円	33,300円
D3	D3		301,000円未満	19,500円	27,000円	24,300円	47,000円	42,300円
D4	D4	397,000円未満	24,300円	30,000円	27,000円	51,000円	45,900円	
D5	D5	397,000円以上	24,800円	33,000円	29,700円	58,000円	52,200円	

（注1） 年度途中で満3歳になり、3号から2号になった場合でも、年度末までは、3号認定の保育料になります。

（注2） 市民税所得割課税額は、住宅借入金等特別税額控除・ふるさと納税（寄付金）控除などの税額控除（調整控除除く）前の税額となります。

（注3） 利用者負担額【保育料】は、主に父と母（場合によっては、祖父または祖母）の市民税所得割課税額の合算額で計算します。

《多子世帯の負担軽減措置》

次の条件に当てはまる場合は、【表 1】を半額もしくは0円とします。

【1号認定】

- ・幼稚園年少から小学校3年までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降については0円とします。
- ・ただし、市民税所得割課税額 77,101 円未満の世帯は、「国の基準」によって、また、市民税所得割課税額 77,101 円以上 97,000 円未満の世帯は、平成 29 年9月分から「長崎市独自の取り組み」として、同一世帯の最年長の子ども^{※1}から数えて、2人目は半額、3人目以降は0円とします。

【2・3号認定】

- ・小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降については0円とします。
- ・ただし、市民税所得割課税額 57,700 円未満の世帯は、「国の基準」によって、また、市民税所得割課税額 57,700 円以上 97,000 円未満の世帯は、平成 29 年9月分から「長崎市独自の取り組み」として、同一世帯の最年長の子ども^{※1}から数えて、2人目は半額、3人目以降は0円とします。

【1～3号認定共通】

- ・市民税非課税世帯（B階層）において、同一世帯の最年長の子どもから数えて、2人目以降を0円とします。

※1 「同一世帯の最年長の子ども」とは、概ね満 18 歳までの子どもを指します。

《ひとり親世帯等の利用者負担額【保育料】》

【表2】

1号認定	2・3号認定	区 分	1 号	2号		3号		
				保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
A	A	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円	
B	B	市民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円	
	C	非課税		6,000円	5,400円	7,500円	6,700円	
C	市民税所得割課税額	48,600円未満	3,000円	6,000円	5,400円	9,000円	8,100円	
D1		D1	77,101円未満					3,000円
			97,000円未満					10,100円
D2		D2	169,000円未満					18,600円
D3		D3	301,000円未満					19,500円
D4		D4	397,000円未満					24,300円
D5		D5	397,000円以上					24,800円

(注1) 年度途中で満3歳になり、3号から2号になった場合でも、年度末までは、3号認定の保育料になります。

(注2) 市民税所得割課税額は、住宅借入金等特別税額控除・ふるさと納税（寄付金）控除などの税額控除（調整控除除く）前の税額となります。

(注3) 利用者負担額【保育料】は、世帯の代表者とその配偶者の市民税所得割課税額の合算額で計算します。

《ひとり親世帯等の負担軽減措置》

次の条件に当てはまる場合は、【表2】を半額もしくは0円とします。

【1号認定】

- ・幼稚園年少から小学校3年までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降については0円とします。

【2・3号認定】

- ・小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降については0円とします。

【1～3号認定共通】

- ・ただし、市民税所得割課税額77,101円未満の世帯は、「国の基準」によって、2人目以降は0円とします。

《多子世帯の負担軽減措置》

【1～3号認定共通】

- ・市民税所得割課税額77,101円以上97,000円未満の世帯は、平成29年9月分から「長崎市独自の取り組み」として、同一世帯の最年長の子ども^{※1}から数えて、2人目は半額、3人目以降は0円とします。

※1 「同一世帯の最年長の子ども」とは、概ね満18歳までの子どもを指します。